

令和 8 年度全国中学生人権作文コンテスト埼玉県大会実施要領

1 名 称

令和 8 年度全国中学生人権作文コンテスト埼玉県大会

2 主 催

さいたま地方法務局、埼玉県人権擁護委員連合会

3 後 援（予定）

埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会、埼玉新聞社、テレビ埼玉、浦和レッドダイヤモンズ、R B 大宮アルディージャ、埼玉西武ライオンズ、NHKさいたま放送局

4 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題についての作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、この作文コンテストを実施します。

5 応募規定

(1) 対 象

埼玉県内の中学校に在学する生徒（外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒を含みます。）及び特別支援学校の中学部に在学する生徒を対象とします。

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとします。

(3) 応募原稿の枚数

作品には、欄外に学校名・学年・氏名（ふりがな）、題名を明記してください。

学校名、氏名、題名等を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とし、外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙で5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文を添付することとします。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならないので注意してく

ださい。

(4) 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とします。

(5) 応募方法

ア 応募者は、応募作品を在学する学校に提出してください。各学校では、応募作品について10編以内（人権擁護委員協議会と各市町村の間で特段の合意が成立している場合を除く。）を別紙1の作文送付先一覧表の区分により送付してください。

また、送付に当たっては、応募票（別添様式）を添付してください。

イ 埼玉県大会推薦期限は、令和8年9月30日（水）です。

なお、埼玉県大会地区予選の提出期限については、別紙2の問い合わせ先一覧の法務局にお問い合わせください。

ウ 応募作品に対しては、本人以外の第三者による修正は不可とします。

なお、後記8(1)の最優秀賞及び優秀賞を受賞した作品については、作文集等への掲載を予定していることから、受賞者に誤字・脱字等の修正有無について照会する場合があります。

(6) その他

盗作や不適切な引用等、既に発表済の著作物を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合や生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象となりません。

6 審 査

主催者の委嘱する審査員が厳正に審査を行い、入賞作品を決定します。

7 入賞発表の日

各学校を通じて、令和8年11月中旬頃に行います。

8 表 彰

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 最 優 秀 賞 | 若 干 編 |
| 優 秀 賞 | 2 0 編 |
| 奨 励 賞 | 若 干 編 |

(2) 最優秀賞作品は、法務省及び全国人権擁護委員連合会が主催する「第45回全国中学生人権作文コンテスト中央大会」に推薦します。

(3) 埼玉県大会の入賞者全員に対し、賞状と記念品を贈呈します。

また、中央大会に推薦された応募者が在学する学校及び感謝状を贈呈する相当の理由があると認められる学校に対し、法務省人権擁護局長及び全国人権擁護委員連合会会長から感謝状が贈呈されます。

9 表彰式

最優秀賞と優秀賞の受賞者に対し、令和8年12月12日（土）に表彰式を行います。

10 その他

- (1) 応募作品は、未発表のものに限ります。
- (2) 応募作品は、原稿の原本の提出とします。
- (3) 応募作品は、返却しません。
- (4) 応募作品の著作権は、主催者に帰属します。
- (5) 応募者の個人情報、応募作品の審査や本作文コンテスト埼玉県大会・中央大会に関する連絡のため、審査員又は応募校、教育委員会若しくは地方公共団体に限り、必要な範囲でのみ使用します。

おって、応募者の個人情報を報道機関を含む第三者に提供し、又は対外的に共有しようとするときは、あらかじめ応募者本人及びその保護者の同意を得ます。

- (6) 埼玉県大会の審査結果は、応募者の学校名、学年及び氏名とともに埼玉新聞紙に発表されるほか、最優秀賞の作品については、応募者の学校名、学年及び氏名に加え、応募作品の題名及び内容が同紙に掲載される予定です。

なお、同紙の掲載に当たっては、応募者の意向に応じて、「学校名」、「学年」又は「氏名」を非公表とします。

- (7) 最優秀賞及び優秀賞の作品については、応募者の学校名、学年及び氏名並びに応募作品の題名及び内容が「令和8年度全国中学生人権作文コンテスト埼玉県大会作文集」に収録し、県下の教育委員会や学校等の関係機関に配布されるほか、報道機関、法務省・法務局ホームページ等において、一般に公表することを予定しています。

なお、作品の公表に当たっては、応募者の意向に応じて、「学校名」、「学年」又は「氏名」を非公表とします。

おって、最優秀賞及び優秀賞の作品の使用、編集、転載等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で応募者に確認の上、一部修正することがあります。

- (8) 作文集の発行後、掲載された作品について、地方自治体等の広報誌や学校の教材等への転載を許可する場合、本人の許諾を求めません。

- (9) 学校名は、省略することなく、正式名称を記載願います（公立中学校の場合は〇〇市立〇〇中学校、私立中学校の場合は学校法人〇〇学園〇〇中学校と記載してください。）。

作 文 送 付 先 一 覧 表

〔 一覧表の右欄に記載の市町村に所在する中学校はそれぞれ
左欄の記載のあて先に送付願います。 〕

送 付 先	中 学 校 所 在 市 町 村		
中学校所在の市役所、 町・村役場の人権擁護 事務関係担当課 ※さいたま市については、 各区役所ではなく、本庁 人権政策・男女共同参画課 に送付願います。	さいたま市	川 口 市	蕨 市
	戸 田 市	朝 霞 市	志 木 市
	新 座 市	和 光 市	鴻 巣 市
	北 本 市	上 尾 市	桶 川 市
	蓮 田 市	伊 奈 町	
	久 喜 市	加 須 市	幸 手 市
	白 岡 市	羽 生 市	
	越 谷 市	春日部市	草 加 市
	吉 川 市	三 郷 市	八 潮 市
	松 伏 町	杉 戸 町	宮 代 町
	川 越 市	坂 戸 市	ふじみ野市
	富士見市	鶴ヶ島市	越 生 町
	毛呂山町	三 芳 町	川 島 町
	鳩 山 町		
	所 沢 市	狭 山 市	飯 能 市
	入 間 市	日 高 市	
	熊 谷 市	行 田 市	寄 居 町
	本 庄 市	深 谷 市	上 里 町
	美 里 町	神 川 町	
	東松山市	吉 見 町	小 川 町
	嵐 山 町	滑 川 町	ときがわ町
	東秩父村		
〒368-0025 秩父市桜木町 12-28 さいたま地方法務局 秩父支局 TEL 0494(22)0827	秩 父 市	皆 野 町	長 瀬 町
	小鹿野町	横 瀬 町	

問 い 合 わ せ 先 一 覧

中 学 校 所 在 市 町 村			問 い 合 わ せ 先
さいたま市 戸田市 新座市 北本市 蓮田市	川口市 朝霞市 和光市 上尾市 伊奈町	蕨市 志木市 鴻巣市 桶川市	さいたま地方法務局 人権擁護課 TEL 048(859)3507
久喜市 白岡市	加須市 羽生市	幸手市	さいたま地方法務局 久喜支局 TEL 0480(21)0215
越谷市 吉川市 松伏町	春日部市 三郷市 杉戸町	草加市 八潮市 宮代町	さいたま地方法務局 越谷支局 TEL 048(966)1321
川越市 富士見市 毛呂山町 鳩山町	坂戸市 鶴ヶ島市 三芳町	ふじみ野市 越生町 川島町	さいたま地方法務局 川越支局 TEL 049(243)3824
所沢市 入間市	狭山市 日高市	飯能市	さいたま地方法務局 所沢支局 TEL 04(2992)2677
熊谷市 本庄市 美里町	行田市 深谷市 神川町	寄居町 上里町	さいたま地方法務局 熊谷支局 TEL 048(524)8805
東松山市 嵐山町 東秩父村	吉見町 滑川町	小川町 ときがわ町	さいたま地方法務局 東松山支局 TEL 0493(22)0379
秩父市 小鹿野町	皆野町 横瀬町	長瀬町	さいたま地方法務局 秩父支局 TEL 0494(22)0827

令和8年度全国中学生人権作文コンテスト
埼玉県大会応募票

公立中学校

国・県 市・町・村	立	中学校
--------------	---	-----

私立中学校

学校法人	学園 学院	中学校
------	----------	-----

法務局・市町村担当課へ送付する作品

※10編を超える応募の場合は適宜用紙を追加願います(応募作品を確認する必要があるため、全ての応募作品につき、記載願います。)

No	作品の題名	学年	(ふりがな) 氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

総応募作品数	編	全校生徒数 (令和8年5月1日現在)	人
--------	---	-----------------------	---